

社会保障国民会議 第11回実務者会議 議事要旨

開催日時：令和8年5月20日 16時00分～17時30分

場 所：衆Ⅱ会館 与党政策大会議室

出席者

自 民：小野寺五典議長、田村憲久議員、後藤茂之議員

維 新：梅村聡議員、猪瀬直樹議員

国 民：古川元久議員、浜口誠議員

中 道：赤羽一嘉議員、落合貴之議員

立 憲：石橋通宏議員、熊谷裕人議員

公 明：里見隆治議員、杉久武議員

みらい：峰島侑也議員、古川あおい議員

保 守：北村晴男議員

政 府：城内実全世代型社会保障改革担当大臣、岩田和親内閣府副大臣、
金子容三内閣府大臣政務官

(陪席：内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部、デジタル庁、総務省、財務省)

冒頭挨拶

<自民党 (小野寺五典議長) >

本日は、給付付き税額控除について、夏前を目途とした中間とりまとめに向け、引き続き議論を深めていきたい。

給付付き税額控除について

<自民党>

(小野寺五典議長)

本日は「中間とりまとめに向けた議論の整理」に基づいて議論を行う。

(田村憲久議員)

給付付き税額控除で全て解決することはなかなか難しいのではないかと思うが、今の制度で支援が十分ではない方々とのコミュニケーションはしっかり行う必要がある。夏前までの議論において各制度の問題点の整理まで行うことは難しいが、一定の方向性を示し、見直しを行っていくことは必要。

子育て世帯は支出が多いことは事実であり、支援額の上乗せに加えて、支援対象となる所得の上限について一定の配慮が必要ではないか。

財源について、年金等の給付に影響しないことはもちろん、他の社会保障の

財源を充てることにならないかという懸念の声がある。別のところで財源を確保していくことが重要。

(後藤茂之議員)

対象者の範囲や支援額の考え方について、ご提示をいただいた。これを受け、パラメータの部分については、我々政治の場で議論していく必要がある。

給付付き税額控除は、これまでの臨時的な給付措置とは異なり、制度横断的に給付と負担の関係、いわゆる純負担額を調整するという形の新たな制度を構築するものである。生活保護や児童手当のような社会保障制度と同様に、法定受託事務のような形で、相応の役割を国と地方で分担しながら担っていく方向でどうか。ただ、令和6年の定額減税は、税で引き切れない部分を給付するという税額控除のような仕組みが入っており、非常に手間がかかって大変だったという声が、主に地方の方々からあがっていた。もう少しシンプルな形にしていく必要があるのではないか。また、有識者会議において、いわゆる公金口座登録の促進策、受給意思の確認負担の軽減、コールセンターの設置といったご提言があったということなので、速やかに、中間とりまとめの内容が詰まればすぐにでも、地方との調整を進めていくべき。

<日本維新の会>

(梅村聡議員)

給付の対象から漏れる方々にどのように対応していくかが非常に重要。勤労性に着目した議論がされているため、障がい者や高齢者の方々が漏れてしまう可能性が非常に高く、そのことに対してどのようなメッセージを出すか。一定の基準に基づいて判断した結果として対象にならないという説明をすると、政治的にはいろいろな反発が出てくるだろう。一方で、既存の社会保障の改革によってカバーできるという説明をする場合、その改革が終わるまで問題が解決しないことになるが、国民会議でそこまでのスコープを入れてやっていくのか。こうした点は、政治的に非常に重要な観点ではないか。

税額控除と給付を組み合わせることが、マイナンバーが一定程度普及した中でも難しいのかどうかを整理していただきたい。我々は、給付の対象者とそれぞれの支援額を特定することが難しかったという認識をしてきた。税額控除を入れると、作業負担が大きくなるということであるならば、どういう部分がそれにあたるのか、明確にしていきたい。なお、八代参考人ご提出の、資料3の2ページに、給付のみの実施方式の問題点が5つ書かれているが、2番と5番が特に大きな論点だと思う。2番は、同じ減税でも、高所得者層に有利な所得控除から、低所得者層重視の税額控除への「税制の抜本的な転換」を

欠くこと。5番は、「給付のみ方式」では地方自治体依存になる可能性。この2点を少し意識していただきたい。

子育て世帯への配慮の観点では、資料2の21ページで、支援額のカーブを全体的に上方にシフトするのか、あるいはカーブの逓減部分を右方向にシフトするのか、というご提案があった。低所得者の方の子育てのご苦労に対応していくというメッセージから言えば、我々としては前者、全体を引き上げるということをイメージしている。

(猪瀬直樹議員)

墨侯城、すなわち簡易版の給付付き税額控除について、例えば定額減税と給付のセットであれば、給与所得者を対象にこの年末から実施することは可能ではないか。また、個人事業主や、2か所以上から給与を受け取っている給与所得者の場合でも、確定申告によって減税又は給付の受け取りができるようにすればいいのではないか。なお、国税庁だけでやってしまえば、この簡易版の給付付き税額控除を今年度中にできると以前申し上げたが、国税庁は、還付は行っても、給付業務を行うとは法律に書かれていないので、その部分を変える必要があるだろう。給付付き定額減税というシンプルな仕組みであれば、あとは会計ソフトの問題であって、事業者にとっての負担もそれほど大きくないと思う。

<国民民主党>

(古川元久議員)

制度の目的についてははっきりしてきた。ただ、具体的な制度設計や他の制度との関係の整理については、最終的な姿を描いてそれに向けたつなぎとして進めるというよりは、一つ一つやれることをやっていき、時間をかけて調整していくということになるのではないか。方向性が見えてきている中で、時間軸を念頭に置いて、すぐ決めるべきこと、比較的時間がかかることを区分けし、必要な政治的判断を行っていくべき段階に来ているのではないか。

(浜口誠議員)

資料7の4ページで、「所得が増えるにしたがって、定額、逓増、定額、逓減、消失させる」と記載されていることを踏まえると、資料2の7ページにある支援額の在り方については、パターン3でいくということが有識者会議のご意見だったということか。

所得水準の設定については、諸外国の事例も踏まえながら平均年収の5割程度が提示されたということだったが、資料7に「国際比較が夫婦の合計所得

に基づいている」という記述もある。日本の場合、この夫婦の合計所得でいえばどの水準を意識すべきなのか、ご教示いただきたい。

公金受け取り口座の設定についてもご意見があったが、これは非常に重要だと思う。マイナンバーはすでに発行枚数が1億枚を超え、普及率も8割を超えていると総務省から示されている。今日も玉木代表が党首討論で言っていたが、給付付き税額控除をやるにあたっては、公金受け取り口座の登録、紐づけを国民の皆さんにお願いし、登録した人に限定して支給を行うというくらいの、積極的な働きかけを行う必要があると思う。それくらい徹底しなければ、口座の登録数は上がってこないのではないかと。国民会議の中でもそういった議論を行っていききたい。

ポイント等の活用という観点について入れていただいた。デジタル化も進んでいる中で、色々な相乗効果もあると思うので、こうした議論もぜひ行っていききたい。

<中道改革連合>

(赤羽一嘉議員)

そろそろ原案なるものを示していただきたい。対象者や額ということについては、方向性だけで議論を深めていくことは難しい。その際、財源についても明確に示していただきたい。赤字国債でない限りは他の制度に支障を生じさせることになるので、あわせて議論することが必要。

(落合貴之議員)

中間とりまとめに向けて今できることについて話し合いがされているが、やはり、最終ゴールについて、ある程度認識を一致させた方がよいのではないかと。考えられるのは、所得や資産を広範囲に把握できるようにするという、既存の社会保障制度の穴があることは残念ながら確かであるので、それを補完していくということ。こうした目標について、中間とりまとめにも盛り込むべきではないか。

とりあえずの制度から理想の制度に移行していく過程で何が必要かということについて、できれば、今後早急に検討すべきことを、中間とりまとめの中で具体的に明らかにすべきではないか。

我々は、低所得者の部分に穴が空いてしまうのではないかと問題提起をしてきたところ、資料2の7ページで「定額」という考え方が取り入れられている。ゼロ以降を定額にすべきではないか、という点は気になるが、非課税ライン以下の方々にはまずは定額支給を行っていくという制度は有効ではないかと考えている。

<立憲民主党>

(石橋通宏議員)

既存の社会保障制度、生活保護、困窮者支援、障害を抱えた方への様々な支援制度では大きな穴が開いているという問題意識を強く持っている。そして、我々としては、物価高騰が続く中で、生活が本当に苦しい方々、とりわけ低所得の方々、無収入の方々、働けない方々、こうした方々に対する制度的な支援が必要だと考え、この給付付き税額控除の議論に参加している。一方で、有識者会議では、対象者を中低所得の勤労者に絞った方向性が打ち出されている。取り残されることがないように、ということは記載していただいているが、やはり、どのような穴が空いていて、それをどう塞ぐのかという議論が必要ではないか。穴が開いたまま放置し、一部の中低所得者の勤労者、一定の社会保険納付のある方に対象者を絞ることが正しいのかという点で、大きな疑問がある。有識者会議の議論の場で、とりわけ厳しい状況に置かれている方々への支援という視点について、どの程度ご議論いただいているか伺いたい。

提出されている資料ではこうした視点が不足しているのではないかと思うが、どのような問題認識を共有いただいているのか。例えば、男女別のブレイクダウンがほとんどのデータで出されていない。高齢女性の単身者の貧困率が跳ね上がっていることは以前もお話させていただいた。これは、この30年に及んで非正規雇用が拡大し、多くの方が、勤労されてきたにも関わらず社会保障制度から除外されてしまってきた結果であり、制度的欠陥が招いた状況であると強く思う。こうした点も含め、制度設計の議論をより精緻に行っていくべきではないか。

(熊谷裕人議員)

食料品消費税率を2年間ゼロにして、その後、給付付き税額控除の制度が入るという前提をもう一度確認させていただきたい。消費税の逆進性対策のための一つの案が給付付き税額控除だと考えており、勤労者に対象者を限定してしまうと、一方で消費税はすべての人が負担をしているため、こぼれ落ちる人が必ず出てくる。食料品消費税率ゼロをやらずに、今の物価高対策のための給付を優先するということになるのではないかという懸念があるため、有識者会議での雰囲気を変えて教えていただきたい。

<公明党（里見隆治議員）>

給付付き税額控除においては、なるべく支援対象を広げていただきたい。つまり、対象となる所得の下限については、なるべく低くしていただきたい。住民税の賦課情報から、収入ゼロ以上について自治体で把握されているという

ことであるので、システム的には可能ではないかと考えている。資料7において、就労性の雑所得も入れていただけるということだった。これは、サラリーマンのみならず、フリーランス、また雇用以外の就労をしている方を対象とするということで、非常にありがたいこと。この範囲もより広く捉えられるようにしていただきたい。

はじめの段階において、給付付き税額控除ですべて対応できるわけではないことは理解しているが、どのような人が対象にならないのかを明確にし、それぞれどのような対応を行うのかという方向性を出していただきたい。残った論点については社会保障制度の中で対応する、つまり、社会保障に係る公費負担の調整に委ねる形となるのはよろしくない。社会保障制度の中で対応するとしてしまうと、何らかの措置を行うことで、また社会保険料が上がってしまい、本来の目的と違う方向の議論が出てきてしまう。公費をある程度出すということも前提に議論すべき。

資料7の5ページに、「実質的に社会保険料の負担軽減を図るものであるが、年金等の社会保険給付には影響させないものとする」とある。国民健康保険は、保険料に関わらず給付は一定であるが、年金については、支払われた保険料に基づいての年金額になり、何十年も経って給付に影響してくる。したがって、足らざる保険料について本来公費負担すべきなのかというところまで議論していただきたい。国民年金については負担軽減がされているが、年金額はその分落ちていくということを経験した上で議論すべき。

<チームみらい>

(峰島侑也議員)

資料2の7ページ、全体では、定額、逦増、定額、逦減、消失していくという丘のような形になっているが、イメージと異なっている部分があった。より支援を必要とされている低所得の方に手厚く給付するという一方で、基本的には逦減の形をとるものだと理解している。一方で、給付付き税額控除の目的にも就労促進があったが、資料にも記載がある通り、これは「年収の壁」を緩和することで達成されるべきものであり、基本は逦減の形をとりつつも、「年収の壁」に対応するような形にすることで、「年収の壁」の影響を緩和し、就労促進される制度設計とすべきではないか。

給付の実施方式について、例えば、減税ができる方については、税額控除を使うことによって簡便にできるというケースもあり得ると思うが、やはり最大の問題は、税金を引ききれない場合の対応だと考えている。ある程度の所得水準にならなければ控除すべき十分な税額はないが、そのような税額がない方はたくさんいらっしゃると思われ、そこに対して給付をする場合、結

局、給付と税額控除の二本立てになるが、過去に給付と定額減税をセットで行った際にはオペレーションが大変だったということなので、この点についてはよく検討が必要だと考えている。

（古川あおい議員）

支援額の在り方について、額が下がるポイントがあると、そこが新しい壁になってしまうので、なめらかな、かつシンプルで誰が見ても分かりやすく、仕事で頑張れば収入が増えれば手取りが増えると国民が認識できる制度が良いのではないか。

金額等のパラメータの決め方について、資料7の5ページに、自動的に調整することを記載いただいた。この点は重要だと考えている。

<日本保守党（北村晴男議員）>

財源論がこれから議論されると思うが、増税、負担増になることを最も恐れている。これまで30年間、増税を繰り返してきたことが、積極財政を行わなかったこととあわせて、実質賃金の上昇を阻害し、結果として、経済全体のパイを膨らますことができなかった。経済全体のパイが増えない場合、そのしわ寄せが中低所得者の方々にいくことは明らかであり、せっかく実施した給付付き税額控除が、将来的に、中低所得者の方々へのダメージを膨らませるだけに終わる可能性があると考えます。したがって、完璧なもの、少なくとも95%程度の精度を目指し、給付付き税額控除を良い制度としてスタートさせるべきである。

給付一本という話があるが、税金を1回取ってからまた給付するという仕組みについて国民が納得できるか。本来全額控除でできる人が仮に5,000万人おられて、振込手数料が1件300円かかるとすれば、150億円が無駄にかかることになり、こうした負担に納得感があるのだろうかという重大な疑問がある。

食料品の消費税ゼロであれば、景気を冷え込ませるような心配はほぼない。よって、つなぎの制度についての議論があるが、これは食料品消費税ゼロでやるべき。消費税は逆進性があり、これを減税することが、中低所得者の方々の助力になる。国民は食料品消費税ゼロを期待しており、これを実施しないのであれば、何のために選挙やったのかということ。ゼロの場合に時間がかかるのであれば、1%でも0.1%でもいいから早く実施し、国民、特に中低所得者の方々の期待にまず応える。その上で、これまでやってきたマイナンバー制度を完璧にすれば所得の把握はできるはずで、給付付き税額控除を完璧に近い制度としてスタートさせることができる。

執行については、国が主体となってやるべきである。地方に大きな負担をかけるべきでなく、地方に協力をお願いするとすれば、住民の方々からの問合せくらいに限定させるべき。民間でよく行われているように、多くの問合せはパターン化されているから、パターンごとに自動音声で答え、それでも答えきれないものについてはマンパワーでお答えするというような形で、地方の事務負担を最小限にすべきだと考える。

<清家篤座長>

第5回有識者会議では、前回の実務者会議でのご指摘を事務局から伺った上で、さらに議論を深める必要がある事項について議論を行った。また、第6回有識者会議では、昭和女子大学総長顧問の八代尚宏先生、日本商工会議所、日本労働組合総連合会からのヒアリングを行った。主な意見について、資料6において整理している。そのポイントについてご説明する。

- ・ 支援の単位については、個人単位を原則としつつ、世帯単位の所得については配偶者が高所得の場合に、その所得を一定勘案すべきという論点があった。
- ・ 就労促進のための支援額の在り方に関して、社会保険の「年収の壁」に直面している方とそうでない方の両方を支援するため、所得に応じてなだらかに支援額を増やす仕組みと、「年収の壁」を超えた場合に支援額を大きく増やす仕組みの両方を組み合わせるべき、との意見が複数あった。
- ・ 支援の対象の考え方について、対象となる一定の勤労性の収入がある者の、具体的な基準をどのように設定するかについては、現役の勤労者として一定の就労の実態があるかを踏まえるべき、との意見があった。具体的には、被用者保険の適用ラインを超えるラインとして、具体的には所得で約32万円以上、給与収入換算で約106万円以上を対象とする、給与所得が0円超となる給与収入水準で74万円超を目途とする、といった意見があった。また、現行の税務行政で把握している情報は、基本的に収入ではなく所得の金額であることにも留意が必要との意見もあった。同時に、障害者の方をはじめ、給付付き税額控除の対象とならない場合でも、他の制度も含め、どの制度からもこぼれ落ちることがないように目配りすることが大事という意見があった。
- ・ 支援を消失させる所得水準については、日本の純負担率が諸外国よりも高くなっている層の所得の水準や、諸外国の類似制度の対象者の範囲を参照すべきとの意見があった。その際、諸外国における高齢化の状況や社会保障制度の違い、国際比較が夫婦の合計所得に基づいていること、我が国において足元で持続的に賃上げが続いている状況に留意することが必要

との意見もあった。

- ・ 高齢者については、年金受給権がある方は対象としないとの意見があった一方で、年齢で画一的に対象外とするのではなく、低年金や無年金の方について、税・社会保険料の負担と公的年金給付を踏また実質的な純負担が現役並みかどうかで判断すべきではないか、との意見が複数あった。
- ・ 支援額の水準の考え方については、高齢化の進展や社会保障制度が国によって異なることに留意しつつ、純負担率の国際比較を参照するとともに、恒久財源の目途が立つ範囲で検証すべき、等の意見があった。
- ・ 子育て世帯への配慮については、従来からご説明しているように意見がやや分かれており、児童手当等の既存の子育て施策との整合性など慎重な検討が必要といった意見があった一方、所得制限を設けないユニバーサルな制度である児童手当とは異なり、給付付き税額控除は、中低所得の子育て世帯の負担を軽減するものと役割分担を整理できるのではないかととの意見もあった。
- ・ 実施主体について、先月の実務者会議においては、地方自治体が法定受託事務として、簡素な要件で実施する場合、どの程度の時間で導入が可能なのか、といった点について複数ご指摘をいただいた。先週の有識者会議においては、そうしたご指摘も共有し、加えて、事務局から、令和6年の定額減税・給付金一体措置の実施状況を示して意見を伺った。このときは、減税と給付を組み合わせた仕組みであったため、自治体の事務負担が重かったとのご指摘もあり、今回の給付付き税額控除の検討においては、そうした指摘を踏まえて給付に一本化する等シンプルな形で導入する方向で議論している。自治体関係者である構成員からは次の意見があった。執行の主体については、今回の制度は一定の目的の下に国家的観点から国が新たに創設する制度であるため、本来は国が中心となって実施すべきものと考えるが、実施にあたっては地方もそれぞれの役割に応じて協力していく必要がある。しかしながら、制度の具体案が固まっていない現状において、どの程度の時間が必要か具体的にお答えするのは困難な状態。システムにより対応する対象者の抽出や給付額の算定以外に、口座確認と振り込み、問い合わせへの対応の負担がとても大きい。したがって、国においては、公金口座登録の促進策や受給意思の確認負担の軽減、コールセンターの設置等を検討していただきたい。過去のコロナ禍における10万円給付のときは、一律給付というシンプルな仕組みであったが、それでも閣議決定から給付終了まで約5か月かかった。地方に何らかの協力を求めるのであれば、人材の確保が難しい中で、過去の事業と比較して、シンプルな仕組みとすることも含めて今回はどのような負担軽減が行われるか等を国とし

て明確に示した上で、地方との丁寧な協議を行っていただくことが必要、といった意見があった。

- ・ 税額控除と給付の組み合わせではなく、給付に一本化するかという点については、税額控除と組み合わせる場合には早い時期に受益を受ける人がいるというメリットがある一方で、事業者の負担が重くなる上に、複数の勤め先がある場合の対応が難しいとの指摘があった。これに対し、給付への一本化は、中低所得者の負担軽減という点で同様の効果があり、制度がシンプルで事務負担も軽減されるというメリットがあるとの指摘があった。その上で、給付付き税額控除の意義は、所得など個々人の事情に応じてきめ細かな支援ができることにあり、それが実現できるのであれば、諸外国の例のように、給付に一本化しても良いのではないかと、等の意見があった。
- ・ 前回の実務者会議においては、迅速な給付を実現する観点で、年末調整や確定申告を利用した給付を検討してはどうか、とのご指摘があったと伺っている。昨日のヒアリングでも、同様のご提案があった。構成員からは、スピード感をもって実施するという問題意識は全くその通りであるが、年末調整を通じて事務を担うことについては、事務負担が大きく中小事業者での対応は困難と考えられる上、所得が最終的に確定する住民税の税額決定後に返還を求める必要が生じ得るなど、制度が複雑になり、執行が困難になるとの指摘があった。また、昨日ヒアリングした日本商工会議所からも、事業主を通じた実施について、強い懸念が示された。確定申告により行うことについても、多くの方の課税関係は年末調整で完了しており、本来ならば申告不要となる方々にも、給付のための申告を求めることは、世の中の理解が得られないのではないかと、との指摘があった。

支援額の在り方については、資料2の7ページはイメージ図であり、決め打ちしたものではない。その上で、有識者会議構成員の多くはパターン3のような形をイメージしている。

所得水準の設定について、平均の50%で実施すると意見が一致しているわけではない。

現行制度に穴があるという点をご指摘の通りであり、有識者会議でも様々な議論があった。経済学の観点から言えば、穴を一切無くして色々な制度の不都合を無くそうとした場合、理論的に最適な制度案はミルトン・フリードマンの「負の所得税」ということになろう。つまり、様々な支援制度はすべて給付に一本化し、それをどのように使うかは個人の選択に任せる。しかし、この制度は大きな財源が必要であり、また、様々な既存制度で給付を受けている方々

の利害調整も非常に大変であるということで、アメリカでは、その一つの変形として、EITCを創設したと理解している。制度の穴の問題について、我々としては次のように整理している。まず、給付付き税額控除の目的は、国際的に見て純負担率の高くなっている、比較的所得の低い、しかし収入もあり社会保険も収めているような方々の可処分所得を増やし、その人たちの生活を助けること。そして、いわゆる「年収の壁」によって就労が抑制されることにも対処する。いわば前者がディマンドサイドの政策で、後者がサプライサイドの政策ともいえるが、これに焦点を絞って政策を行う。その制度を作る上での大前提は、導入する制度は「負の所得税」ではなく、これによって、今ある様々な所得扶助制度や支援制度を置き換えるわけではなく、またそれらの給付が減らされたり、無くなったりしてしまわないということ。またこの問題と関連して、給付付き税額控除と非常に親和性の高い政策は、勤労者皆保険である。すなわち、どのような働き方をしようとして、被用者であれば必ず被用者保険に加入して、給付を受けられるようにする。給付付き税額控除を進めると同時に、以前から政策的にも進めるべきと言われている勤労者皆保険を速やかに進めていく。規模の要件など今の計画では2035年までに撤廃となっているものを前倒しできるのであれば速やかに進めて、勤労者皆保険と給付付き税額控除を同時並行的に進めることが望ましい。

今回の給付付き税額控除は、比較的早期に実現可能な形から出発して、中長期的には精緻化していくという姿を示すべきだという議論もあった。しかし我々は、有識者会議で今議論している仕組みは決して簡易的なものであってよいとは考えておらず、しっかりとした制度でなければならないと考えている。もちろん長期的理想像について考えていくことは大切であるということも、有識者会議でも議論されている。ただ、我々の現在議論している制度においても、既存の情報インフラ等を活用することで、これまでのような一律の給付ではなく、制度横断的に負担と現金給付を総合的に捉え、所得に連動したきめ細かい支援は相当程度実現できると考えている。さらに制度を精緻化していく中で、例えば、金融所得も把握していく、資産も把握していく、世帯単位での所得に応じた仕組みにしていくといった精緻化はあり得るが、これから速やかに作ろうとしている制度も、決して簡易的なものではなく、きちんとしっかりとした制度を作ろうという考え方で議論している。

公金受け取り口座や意思確認等の執行面については、地方自治体から、それらの点においてこれまでの経験から事務負担はきわめて大きいという意見もあったところであり、国としてもそうした点についてはしっかり対応して頂ければと思う。

なお、食料品消費税の一時的引下げについては、有識者会議では議論されて

おらず、構成員の間で何か意見が交わされていることはない。これはこの実務者会議と有識者会議の役割分担にかかわることである。

まとめ、次回会議について

<自民党（小野寺五典議長）>

次回は、給付付き税額控除について引き続き議論する。制度の大まかなイメージが分かるような形でお示しして、さらにご意見をいただき、しっかり詰めていきたい。

（以上）